

公共施設等集約化検討委員会 (第1回)

平成29年11月6日

1. 検討委員会の目的
2. 中央市街地地区にある築30年以上の公共施設の現状
3. 公共施設の集約化について
4. 次回以降の検討事項・スケジュール
5. その他

1. 検討委員会の目的

1-1. 公共施設の現状と課題

◆全国の状況

- ・ 公共施設の更新問題への対応を迫られています。
- ・ 理由
 - ①公共施設の老朽化が進み、多額の費用が必要
 - ②生産年齢人口が減少していくことによる税収の減少
 - ③高齢化の進行による社会保障費の増大
 - ④自治体の行財政運営は一層厳しさを増す
- ・ 平成28年に発生した熊本地震では、耐震性が満たされない役場が損傷し、行政機能が混乱
 - ▶ 国は、**平成32年度まで**時限的な**市町村役場機能緊急保全事業**を創設



◆東神楽町の状況

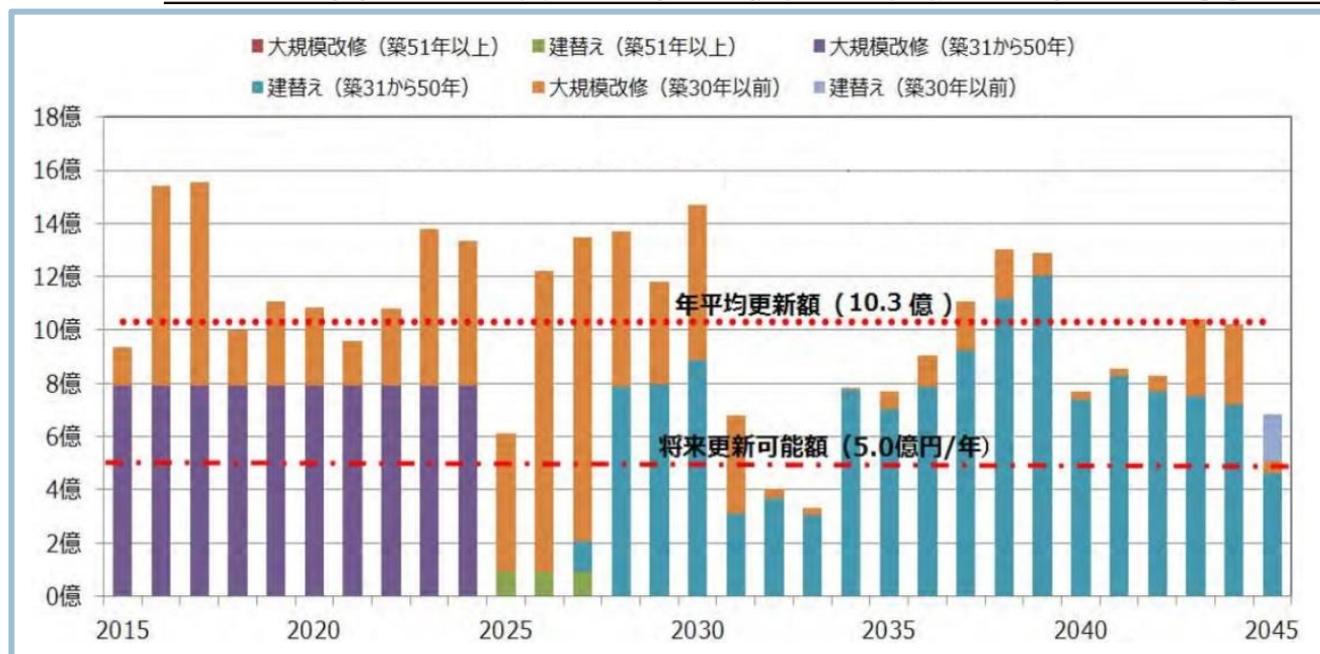
- ・ 学校、町営住宅、公民館など**71施設を保有**
- ・ 町が保有する公共施設全体の**総延べ床面積は約95,000㎡**
- ・ 町民一人当たりに換算すると9㎡
- ・ 人口1万人未満の自治体一人当たり延べ床面積が平均11.60㎡/人
- ・ 東神楽町の一人当たり延べ床面積は比較的少ない

1. 検討委員会の目的

1-1. 公共施設の現状と課題

◆更新費用

- 町が保有する施設を、経過年数に応じて全て建替え・大規模改修をした場合、**今後30年間で約319億円、1年当たり約10億円**
- 町が過去5年間に施設の更新に使った費用は平均で**年間5億円**



**現在の2倍以上の
費用が必要**

- 年間約10億円を確保し続けることは不可能

※既存の公共施設を保有し続け、築30年で大規模改修、築60年で建替えをした場合を想定。本試算については、設計から施工までと複数年度にわたって費用がかかることを考慮し、大規模改修費を2年間、建替え費を3年間で均等に歳出するものとして試算。

必要な都市機能を誘導するための都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を作成

都市再構築戦略事業

○事業の特徴

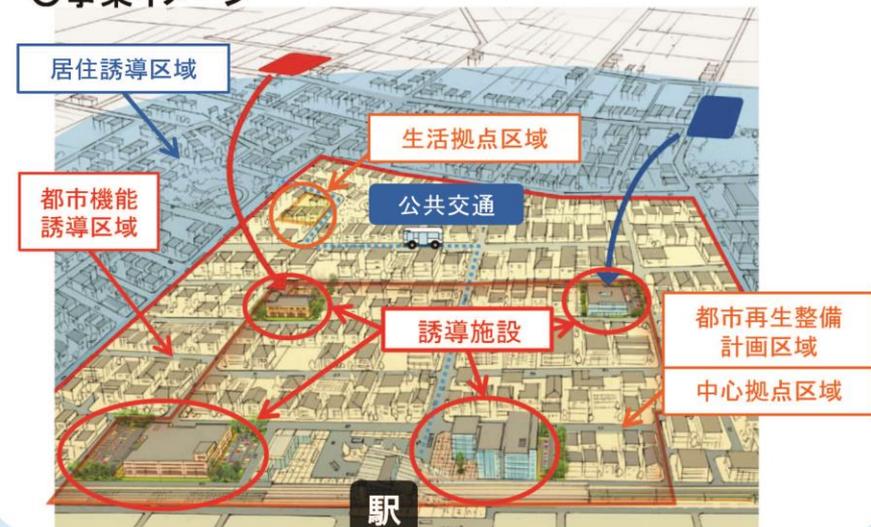
- ・生活に必要な都市機能(医療・社会福祉・教育文化・子育て)を都市機能誘導区域内へ誘導するため、社会資本整備総合交付金により整備を支援。
- ・交付率をかさ上げして支援。(交付率40%→50%)
- ・民間事業者が事業主体で間接交付を行う場合、「①低・未利用地の活用」「②複数の敷地の集約・整序」「③既存ストックの活用」「④都市機能の複合整備」を行う事業については、交付対象事業費のかさ上げを行い、民間負担を軽減。

○事業の構成

- (1) 中心拠点区域内における誘導施設の整備事業。
(中心拠点誘導施設: 医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、子育て支援施設)
- (2) 生活拠点区域内における誘導施設の整備事業。
- (3) 中心拠点区域内又は生活拠点区域内において、事業を推進するため(1)又は(2)の事業と一体的に実施する都市再生整備計画事業のその他の交付対象事業。
(道路、公園、地域交流センター等)

※誘導施設の交付対象事業費の上限は原則21億円

○事業イメージ



公共施設等の適正管理に係る地方債措置

公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策等を推進し、その適正配置を図るため、従来の公共施設等最適化事業債等を再編し、長寿命化対策、コンパクトシティの推進(立地適正化)及び熊本地震の被害状況を踏まえた庁舎機能の確保(市町村役場機能緊急保全)に係る事業を追加するなど内容を拡充した「公共施設等適正管理推進事業債」を創設(地方財政計画における「公共施設等適正管理推進事業費」3,500億円に対応)。

公共施設等適正管理推進事業債

(期間:平成29年度から平成33年度まで ※⑥は平成32年度まで)

※①～⑥全て公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業が対象

① 集約化・複合化事業

〈対象事業〉延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業
〈充当率等〉充当率:90%、交付税算入率:50%
※個別施設計画に位置付けられた事業が対象

② 転用事業

〈対象事業〉他用途への転用事業
〈充当率等〉充当率:90%、交付税算入率:30%
※個別施設計画に位置付けられた事業が対象

③ 除却事業

充当率:90%
(現行75%)

④ 長寿命化事業【新規】

〈対象事業〉【公共用建物】施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業
【社会基盤施設(道路・農業水利施設)】所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業
〈充当率等〉充当率:90%、交付税算入率:30%
※個別施設計画に位置付けられた事業が対象

⑤ 立地適正化事業【新規】

〈対象事業〉コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業
〈充当率等〉充当率:90%、交付税算入率:30%
※立地適正化計画に基づく事業が対象

⑥ 市町村役場機能緊急保全【新規】

〈対象事業〉昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等
〈充当率等〉充当率:90%(交付税措置対象分75%)、交付税算入率:30% ※地方債の充当残については、基金の活用が基本
※個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置付けるものが対象

集約化・複合化事業について

充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率:事業費の90%

交付税措置:元利償還金の50%を基準財政需要額へ算入

期間:平成29年度～平成33年度

対象

以下の要件をすべて満たす事業

- ① 公共施設等総合管理計画、個別施設計画に基づいて行われること
- ② 公共施設の集約化事業及び複合化事業であること
- ③ 全体として延床面積が減少すること

留意事項

- 既存施設の廃止が、集約化又は複合化による統合後の施設の供用開始から5年(立地適正化計画に基づく事業の場合は10年)以内に行われることが必要。
- 公用施設(庁舎等)や公営住宅、公営企業施設等を整備する事業は、対象外。
- 国庫補助を受けて実施する公共施設の集約化事業又は複合化事業についても対象となる。
- 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化事業及び複合化事業についても、当該事業が連携協約や協定等に基づいて行われる場合には、対象となる。
- 対象施設と対象外施設を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り対象となる。
- 統合を行う施設に、統合前の施設以外の機能を有した施設を新たに併設する場合には、統合前の種類の公共施設を整備する部分に限り対象となる。

コンパクトシティの推進に係る新たな地方財政措置について

基本的な考え方

- 人口減少を迎える中であっても、地域社会の活力と魅力を維持・向上させるためには、コンパクトシティの形成によって人の居住や生活サービス施設を集約化し、持続可能な都市構造を実現する取組が重要。
 - 平成26年8月の都市再生特別措置法の改正による立地適正化計画の制度創設から2年以上が経過し平成28年度末時点でおよそ100団体が計画を作成・公表済みであり、平成29年度以降、地方団体の取組は政策実行段階に移行。
- ⇒ コンパクトシティ形成に資する事業について、省庁横断的な支援の重点化に取り組む。

経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定)(抄)

第3章 経済・財政一体改革の推進

5. 主要分野ごとの改革の取組

(2) 社会資本整備等

② コンパクト・プラス・ネットワークの推進

平成32年までに全国150の地方公共団体における「立地適正化計画」の策定を達成するとともに、その確実な実現を図ることが重要である。(中略)
また、地域の発意による先進事例の横展開を図るとともに、関係府省庁が横断的に計画の策定と計画内容の実現を強力に支援する。

地方財政措置

- コンパクトシティの推進を図る観点から、国庫補助事業の支援の重点化を踏まえつつ、地域の実情に応じた取組を支援するため、新たに地方財政措置を講じる。

【対象事業】 立地適正化計画に基づく事業であって、国庫補助事業(*)を補完し、又は一体となって実施される地方単独事業

(事業例) 国庫補助事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業
国庫補助事業の要件を一部満たさない事業

- ・ 事業規模(事業費1億円以上)を満たさない事業
- ・ DID要件を満たさない市町村における事業 等

(*) コンパクトシティの推進に特に資するよう、立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内で実施することが補助率嵩上げ等の要件とされている国庫補助事業に限定

【措置内容】 地方債充当率：90% 交付税算入率：30% 【措置期間】 平成29年度から平成33年度まで(5年間)

1-2. 東神楽町公共施設等マネジメント戦略

◆「新しくつくる」から「賢くつかう」へ

- ・保有する施設を総合的に把握し、財政運営を連動させながら管理・活用する『**公共施設マネジメント**』に取り組んでいる

東神楽町公共施設等マネジメント戦略

【戦略① 予防保全の導入による建築物の適切な維持保全の推進（長寿命化戦略）】

- ・施設の長寿命化
- ・点検診断による劣化状況の把握
- ・劣化状況に基づく更新優先度の整理

【戦略② 拠点施設への機能集約の推進（複合化戦略）】

- ・複合化、集約化等による総量縮減

【戦略③ 新たなニーズへの対応（機能維持戦略）】

- ・ニーズ変化にともない新たな機能の確保
- ・安心安全で快適な施設の維持

◆総合管理計画の策定

- ・平成27年度に、町全体の施設の維持、管理、活用方法などを『東神楽町公共施設等総合管理計画』として取りまとめ

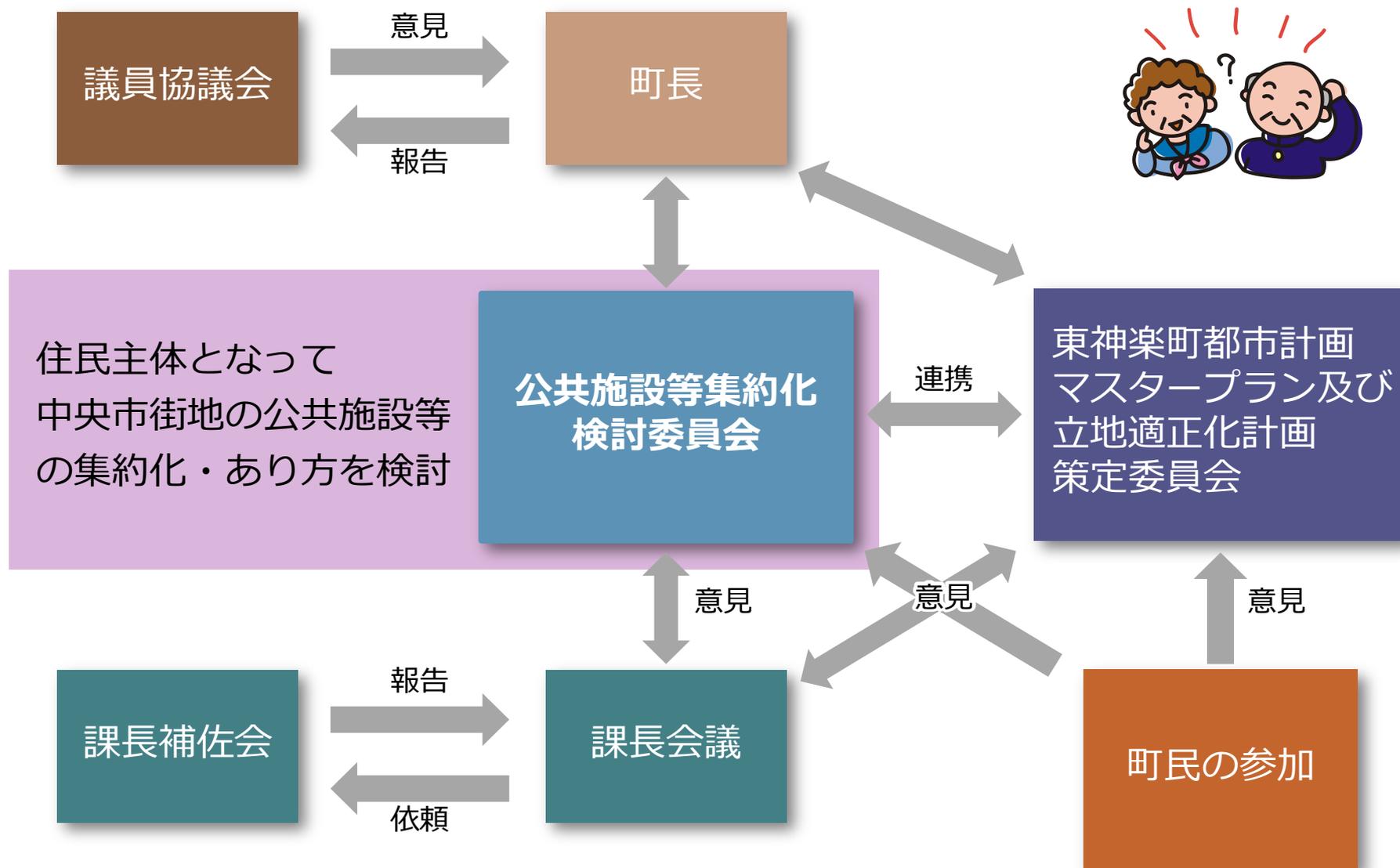
◆先進事例

- ・公共施設マネジメントの取り組みは全国に広がっている
- ・先進事例を参考にしながら、施設の有効活用や再配置などを推進



1. 検討委員会の目的

1-3. 公共施設集約化に係る検討体制

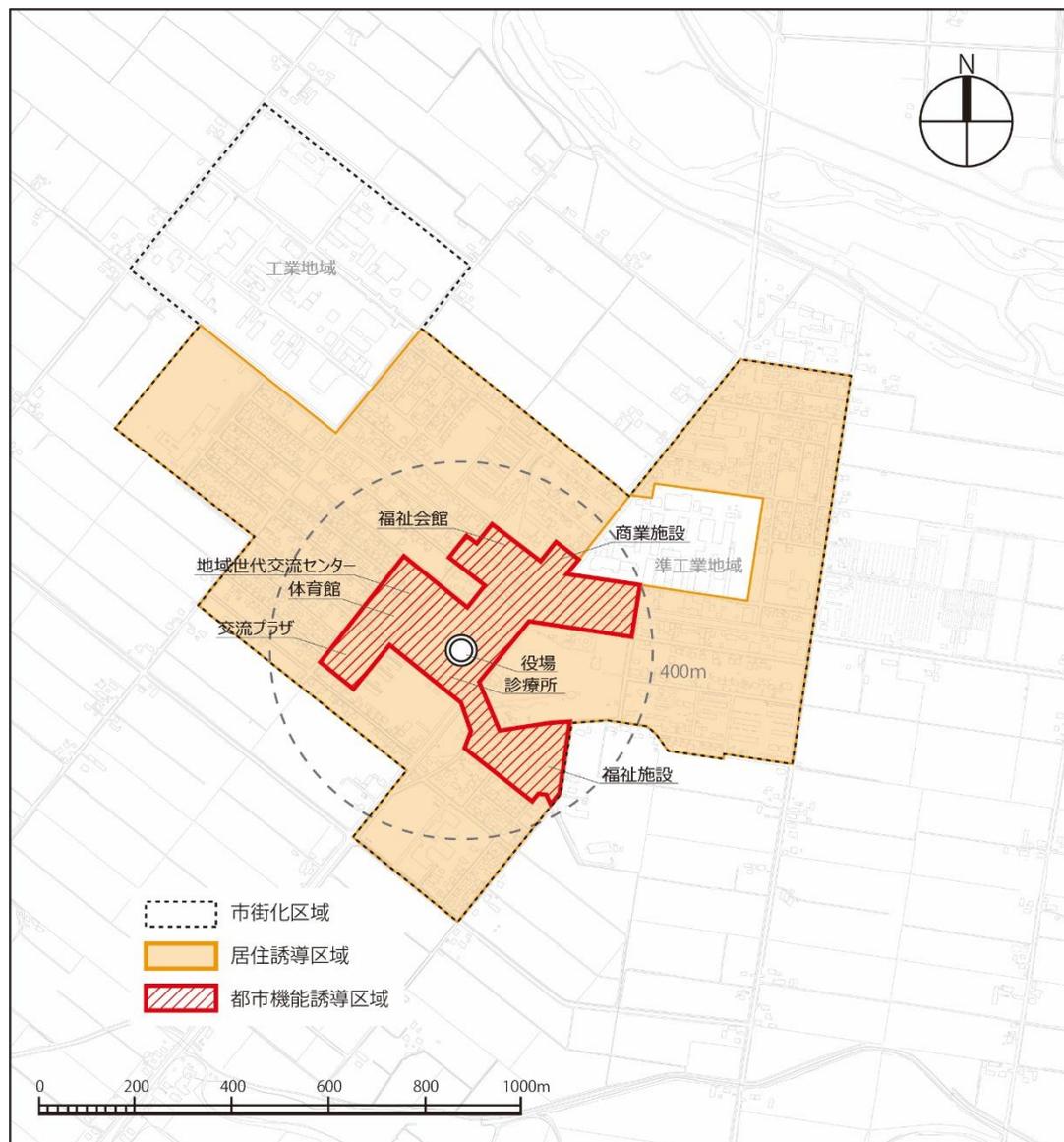


(参考) 東神楽町立地適正化計画 (案)

東神楽町立地適正化計画
(現在策定中)

- 「コンパクトなまちづくり」を進めるための方針や方策を定める
- 中央市街地地区の方針「東神楽のシンボルとして快適に暮らせるまちづくり」

※都市機能誘導区域
⇒既存の都市機能を今後も維持
(福祉会館・診療所・役場など)



2. 中央市街地地区にある 築30年以上の公共施設の現状

2. 中央市街地地区にある築30年以上の公共施設の現状

2-1. 公共施設の現状

- 中央市街地地区には半径300m圏内に築30年以上の公共施設が8施設が立地
- 7施設が耐震性が満たされておらず、施設のあり方について早急に検討が必要

施設名称	建設年度	経過年数	構造	耐震性	規模	主な利用団体	備考
①総合福祉会館	昭和45年	45年	鉄筋 コンクリート造	無	1,326㎡	文化サークル 各種イベント他	
②国民健康保険 診療所	昭和40年	50年	コンクリート ブロック造	無	706㎡	町民	
③東神楽町役場	昭和43年	47年	鉄筋 コンクリート造	無	2,776㎡		
④実測センター	不詳	-	鉄骨造	不明	148㎡	農業委員会 NOSAI	年間で4~6日間 利用
⑤旧消防署	昭和46年	44年	鉄筋 コンクリート造	不明	732㎡	バス運転手	
						町交通指導部	2Fを会合等で利用
⑥公園 管理事務所	昭和53年	37年	鉄骨造	不明	378㎡	高齢者事業団	冬期間クロス カントリー少年団
⑦東神楽町 交通指導会館	昭和53年	37年	木造	不明	302㎡	建設水道課	
⑧青年会館	昭和60年	30年	木造	有	52㎡	町内会他 義経桜太鼓保存会	
合計 8施設					6,420㎡		

⑦東神楽町交通指導会館

建設年度：昭和53年
 経過年数：37年
 構造：木造
 耐震性：不明
 規模：302㎡



④実測センター

建設年度：不詳
 経過年数：
 構造：鉄骨造
 耐震性：不明
 規模：148㎡



①総合福祉会館 (トレーニングセンターを除く)

建設年度：昭和45年
 経過年数：45年
 構造：RC造
 耐震性：無
 規模：1,326㎡



⑤旧消防署

建設年度：昭和46年
 経過年数：44年
 構造：RC造
 耐震性：不明
 規模：732㎡



③東神楽町役場

建設年度：昭和43・57年
 経過年数：47年
 構造：RC造
 耐震性：無
 規模：2,776㎡



②国民健康保険診療所

建設年度：昭和40年
 経過年数：50年
 構造：CB造
 耐震性：無
 規模：706㎡



⑥公園管理事務所 (旧文化センター)

建設年度：昭和53年
 経過年数：37年
 構造：鉄骨造
 耐震性：不明
 規模：378㎡



⑧青年会館

建設年度：昭和60年
 経過年数：30年
 構造：木造
 耐震性：有
 規模：52㎡



2. 中央市街地地区にある築30年以上の公共施設の現状

①総合福祉会館（トレーニングセンターを除く）

建設年度	昭和45年
経過年数	45年
構造	鉄筋コンクリート造
耐震性	無
規模	1,326㎡
主な利用団体	文化系サークル、各種イベント他
現在の主な機能	<ul style="list-style-type: none">・ 講演会や発表会などに対応する機能・ 料理教室に対応する機能



課題

- 耐震性がなく、避難場所はトレーニングセンターのみとなっている。
- 基礎部分まで補強する必要があり、耐震補強することが困難

2. 中央市街地地区にある築30年以上の公共施設の現状

② 国民健康保険診療所

建設年度	昭和40年
経過年数	50年
構造	コンクリートブロック造
耐震性	無
規模	706㎡
主な利用団体	町民
現在の主な機能	・ 診療所



課題

- 経過年数が50年を経過し、周辺施設の中で最も古く、老朽化が進む。
- 災害時は町の主要医療拠点となるが、耐震性がない。

2. 中央市街地地区にある築30年以上の公共施設の現状

③東神楽町役場（旧農村環境改善センターを含む）

建設年度	昭和43年・昭和57年
経過年数	47年
構造	鉄筋コンクリート造
耐震性	無
規模	2,776㎡
主な利用団体	
現在の主な機能	・行政サービスを提供する機能



課題

- 災害時は町の主要拠点となるが、旧庁舎部分は耐震性がない。
- 既存施設を耐震補強した場合、事務室として使用することが難しい。
- 増築部分は、平成3年に建設され、耐震性に問題がないため、今後も継続して使用する。

④実測センター

建設年度	不詳
経過年数	
構造	鉄骨造
耐震性	不明
規模	
主な利用団体	農業委員会、NOSAI
現在の主な機能	

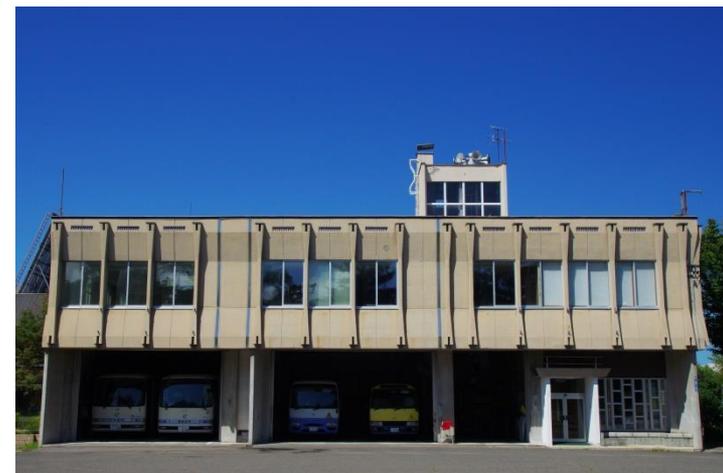


課題

- 年間で4～6日程度の利用に留まっており、ほぼ利用していない。

⑤旧消防署

建設年度	昭和46年
経過年数	44年
構造	鉄筋コンクリート造
耐震性	不明
規模	732㎡
主な利用団体	バス運転手、町交通指導部
現在の主な機能	<ul style="list-style-type: none">・機能移転済み・バス車庫



課題

- 消防署の機能は移転済み、現在はバス車庫、町交通指導部の利用に留まる。
- 耐震性がなく、アスベスト含有断熱材が施工されている。

⑥公園管理事務所（旧文化センター）

建設年度	昭和53年
経過年数	37年
構造	鉄骨造
耐震性	不明
規模	378㎡
主な利用団体	高齢者事業団
現在の主な機能	・公園サービスを提供する機能



課題

- 義経公園は災害時一時避難場所であり、その管理事務所として重要

2. 中央市街地地区にある築30年以上の公共施設の現状

⑦東神楽町交通指導会館

建設年度	昭和53年
経過年数	37年
構造	木造
耐震性	不明
規模	302m ²
主な利用団体	建設水道課
現在の主な機能	<ul style="list-style-type: none">・ 公用車車庫・ 災害備品を格納する機能



課題

- 公用車の車庫と産業振興課の物置になっている。
- 木造であり、大地震時の倒壊危険性がより大きい。

⑧青年会館

建設年度	昭和60年
経過年数	37年
構造	木造
耐震性	有
規模	52㎡
主な利用団体	町内会他、義経桜太鼓保存会
現在の主な機能	・各種団体（青年サークルなど）の活動拠点



課題

- 各種団体の活動拠点となっているものの、利用率は低い。
- 耐震性はあるが、更新（または大規模改修）時期を迎えている。

2. 中央市街地地区にある築30年以上の公共施設の現状

2-2. 公共施設の課題

施設名称	課題
①総合福祉会館 (トレーニングセンターを除く)	○ 耐震性がなく、避難場所はトレーニングセンターのみとなっている。 ○ 基礎部分まで補強する必要があり、耐震補強することが困難
②国民健康保険診療所	○ 経過年数が50年を経過し、周辺施設の中で最も古く、老朽化が進む。 ○ 災害時は町の主要医療拠点となるが、耐震性がない。
③東神楽町役場	○ 災害時は町の主要拠点となるが、旧庁舎部分は耐震性がない。 ○ 既存施設を耐震補強した場合、事務室として使用することが難しい。 ○ 増築部分は、平成3年に建設され、耐震性に問題がないため、今後も継続して使用する。
④実測センター	○ 年間で4～6日程度の利用に留まっており、ほぼ利用していない。
⑤旧消防署	○ 消防署の機能は移転済み、現在はバス車庫、町交通指導部の利用に留まる。 ○ 耐震性がなく、アスベスト含有断熱材が施工されている。
⑥公園管理事務所 (旧文化センター)	○ 義経公園は災害時一時避難場所であり、その管理事務所として重要
⑦東神楽町交通指導会館	○ 公用車の車庫と産業振興課の物置になっている。 ○ 木造であり、大地震時の倒壊危険性がより大きい。
⑧青年会館	○ 各種団体の活動拠点となっているものの、利用率は低い。 ○ 耐震性はあるが、更新 (または大規模改修) 時期を迎えている。

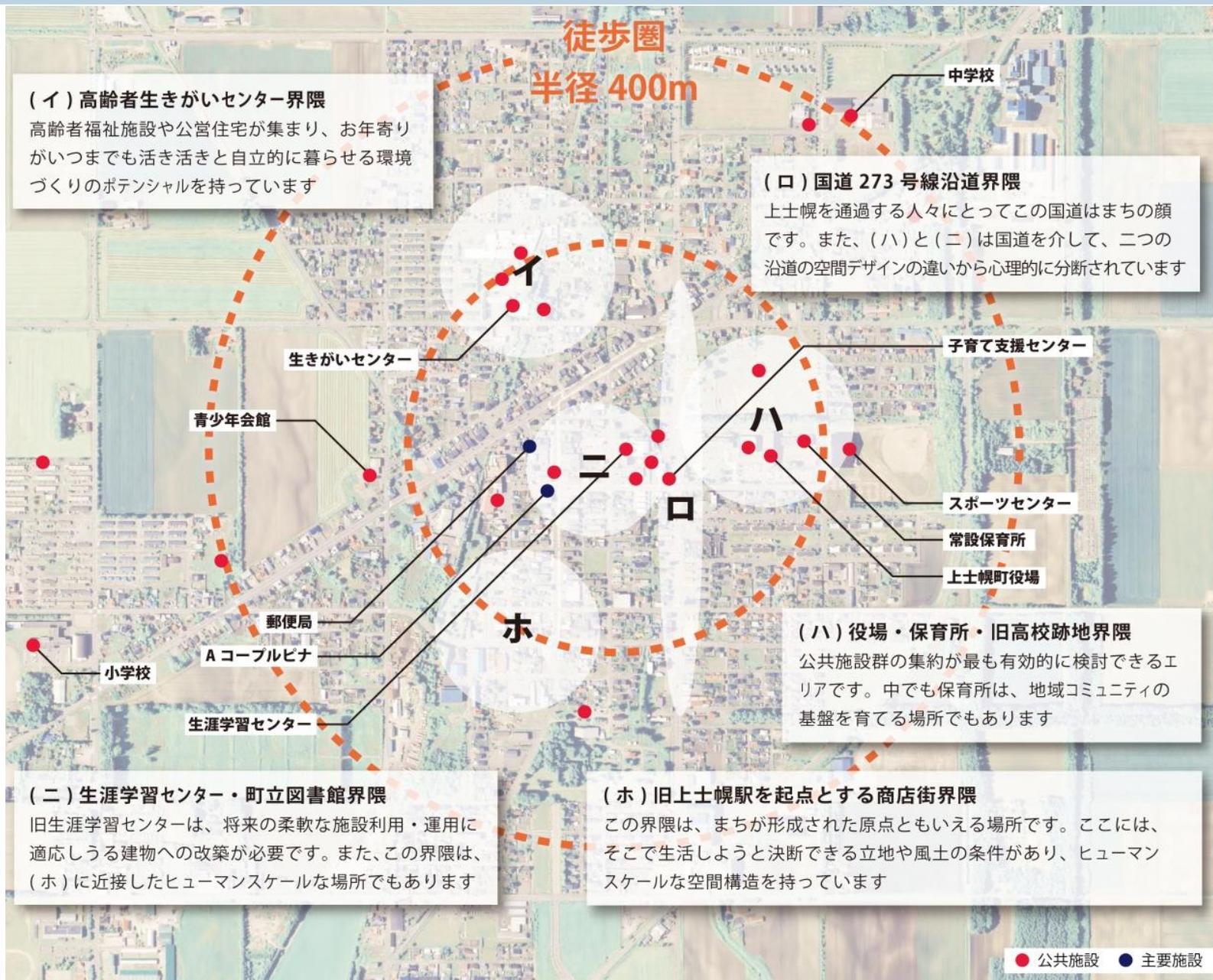
半径300m圏内にある
多くの施設に対して
対応が必要

○効率的・効果的な事業の展開・・・共通する機能を集約
○国の補助活用・・・役場事業は平成32年度まで

3. 公共施設の集約化について

3. 公共施設の主役化について

3-1. 公共施設集約化の事例【上土幌町】



3-1. 公共施設集約化の事例【上士幌町】

分析から見出だされた計画の方針 (H25 年度 内閣府 特定地域再生計画策定事業)



管理運営体制の見直し
世代間コミュニケーションの必要性
ついで・はしご利用の有効性



共同・共有の方法
町民交流の仕掛け
つながりのデザイン

分析をもとに、大きなコンセプトである「まちの整体」の具体的な計画の方針を定めます

それは、「共同・共有の方法」「町民交流の仕掛け」「つながりのデザイン」という、小規模人口を見据えたまちで豊かな暮らしを実現するための戦略となります

3-1. 公共施設集約化の事例【上土幌町】



計画 1

共同・共有の方法

管理運営体制の見直し

本来、広く住民に開かれるべき公共施設は、各施設をそれぞれの部署が管理・運営する体制が原因となり、利用者が限定され、一部のサークル活動のみの利用に留まっていた



公共サービスの相乗効果

公共施設の再編において、単純な場所の集約化ではなく、公共サービス自体の高度化や最適化を目指す必要があります

組織と建物の切り離し

従来の、ある部署が建物を所有するという所管を廃止し、一つの建物を各課がテナント利用するなどの柔軟な仕組みや、公共施設群を一括して管理する部署の設置が有効となります

3. 公共施設の集約化について

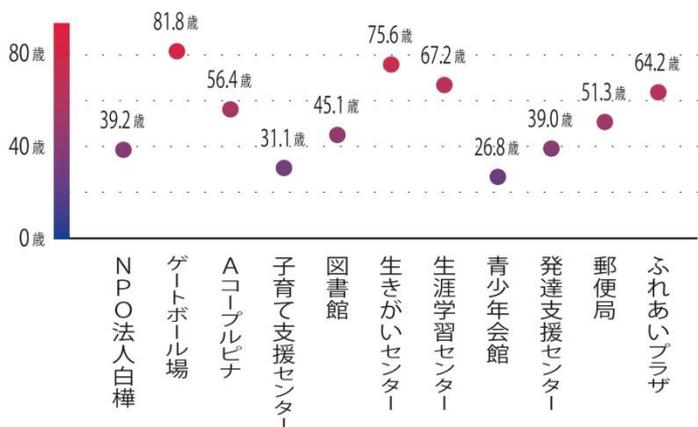
3-1. 公共施設集約化の事例【上土幌町】



計画2 町民交流の仕掛け

世代間コミュニケーションの隔たり

各施設の利用者の平均年齢は施設ごとに隔たりがありました。特に、生きがいセンター・ゲートボール場の平均年齢は高く、発達支援センター・子育て支援センター・青少年会館の平均年齢は低いことがわかりました



[各施設の利用者の平均年齢]



世代間のコミュニケーション

地方小都市の公共施設では、利用者以外、特に世代の異なる住民が気軽に立ち寄れる場所が求められます

無目的リピーターの歓迎

施設がサービスの需給の場であれば、用がなければ行く必要はなく、直ぐに飽きるものです。目的もなくふらっと立ち寄れる気軽さが住民間のコミュニケーションを生んでいきます

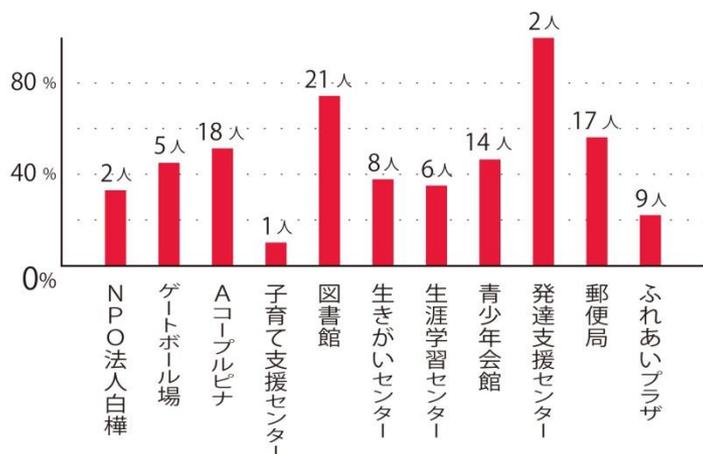
3-1. 公共施設集約化の事例【上土幌町】



計画3 つながりのデザイン

ついで・はしご利用の有効性

現状では、各施設において一定数のついで・はしご利用をする人がいました
しかし、その割合は43%であり、全体の半数以下でした



[ついで・はしご利用で来ている人の割合]



生活と連続する利用

買い物のついで・通学途中といった日常の生活との繋がりがイメージできてはじめて、利用の動機やきっかけとなります

楽しめる施設間の移動

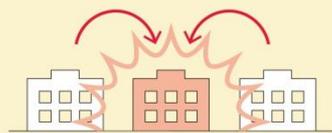
冬季の移動は大きな負担ですが、施設に一日中閉じこもるのではなく、公共施設が有効に利用されるためには、各施設をはしごできる・したくなる移動環境の整備が必要となります

3-1. 公共施設集約化の事例【上士幌町】

上士幌セントラルベルト構想

「上士幌セントラルベルト構想」とは、未利用・低利用なままになっていた公共施設群を再編し、上士幌町の適正規模化を図る「まちの整体」です
まちの全体構造を、役場を中心にした東西軸として捉え、この一帯を歩いて移動したくなるような空間に再構築していくという構想です

相乗効果を生む公共施設の再編



公共施設を再編する際、単純な施設の合理化と効率化を目指すのではなく、統合することにより求められる新たな機能や様々な相乗効果を生み出す配置・空間を検討していきます

つながりを生む周辺環境の整備



建物単体の点としての再編ではなく、まち全体の生活の仕方や他施設・隣地・オープンスペースとの空間的なつながりといった、点とその周辺環境を整備していきます

3. 公共施設の集約化について

3-1. 公共施設集約化の事例【上土幌町】



3. 公共施設の集約化について

3-1. 公共施設集約化の事例【上士幌町】



レクリエーション拠点

役場前のオープンスペースに植樹や散策路などの整備をすることで、気軽にイベントを行うことができる親しみのある集まりやすい場所とします



多世代交流拠点

認定こども園・子育て支援センターを核としながら、レクリエーション拠点との空間的なつながりによって、子どもから高齢者までの多世代交流を促す場所とします



修学拠点

生涯学習センター及び図書館などの学びの場を集約し、子どもから高齢者までの幅広い世代の学習を支える場所とします



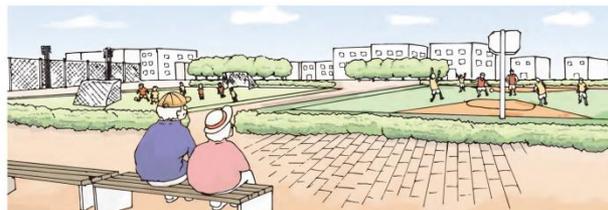
交通拠点

バス待合所に加え、カーシェアリング・サイクルポートなどの新たな交通機能を集約し、各地への結節点となる場所とします



運動・健康維持拠点

球場の移転・新設により既存スポーツセンターの機能を維持・強化し、多世代交流拠点と連続する屋内外運動の場所とします



商業・まちなか居住拠点

歩行空間の雁木の整備、屋外家具の配置や空地・建物ストックを利用したまちなか居住を推進することで、中心市街地活性化の核となる場所とします



歩行者道路

東西に連結する各拠点を繋ぎ、歩行者空間とします。それに伴い、車両の動線を役場北面に集中させることで、歩行者の安全性を図ります



既存病院の移転

建て替えが必要な既存の病院を役場北側に移転・新設、加えて介護老人保険施設を併設し、健康・安心のための医療・福祉の場所とします



クロスポイント

上士幌の顔であると同時に、東西軸の交点である国道において、植樹や歩行空間の整備をし、上士幌の人々の生活が見える場所とします



オープンスペースの連続

町営団地と運動・健康維持拠点のオープンスペースを連携させ、施設の相互利用を図り、人々が歩いて移動したくなるような場所とします



積極的未利用地

球場の跡地は、将来の計画更新や緊急時対応を見込んだ未利用地として確保し、未来のまちづくりに向けた可能性をもつ場所とします

3. 公共施設の複合化について

3-2. 東神楽町の公共施設の場合【対象施設の現在の主な機能】

対象施設	現在の主な機能	現在ある主な空間（部屋）
①総合福祉会館 （トレーニングセンターを除く）	・講演会、発表会、各種教室、会議、 料理教室 等	・ホール、会議室、調理室
②国民健康保険診療所	・診療所	・診療所
③東神楽町役場	・行政サービス、会議、議会 等	・事務空間、会議室、議場
④実測センター	・会議	・会議室
⑤旧消防署	・バス車庫、会議	・バス車庫、会議室
⑥公園管理事務所 （旧文化センター）	・公園管理サービス（事務機能）	・事務空間
⑦東神楽町 交通指導会館	・災害用備品格納、公用車車庫	・災害用備品格納庫、公用車車庫
⑧青年会館	・各種団体（青年サークルなど）の活 動	・多目的室



会議室など共通する空間

⑦東神楽町交通指導会館

建設年度：昭和53年
 経過年数：37年
 構造：木造
 耐震性：不明
 規模：302㎡



④実測センター

建設年度：不詳
 経過年数：
 構造：鉄骨造
 耐震性：不明
 規模：148㎡



①総合福祉会館 (トレーニングセンターを除く)

建設年度：昭和45年
 経過年数：45年
 構造：RC造
 耐震性：無
 規模：1,326㎡



⑤旧消防署

建設年度：昭和46年
 経過年数：44年
 構造：RC造
 耐震性：不明
 規模：732㎡



③東神楽町役場

建設年度：昭和43・57年
 経過年数：47年
 構造：RC造
 耐震性：無
 規模：2,776㎡



②国民健康保険診療所

建設年度：昭和40年
 経過年数：50年
 構造：CB造
 耐震性：無
 規模：706㎡



⑥公園管理事務所 (旧文化センター)

建設年度：昭和53年
 経過年数：37年
 構造：鉄骨造
 耐震性：不明
 規模：378㎡



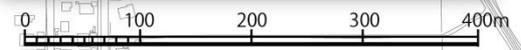
- ・対象施設が点在
- ・まとまった敷地が市街地内にはない

施設の集約化



⑧青年会館

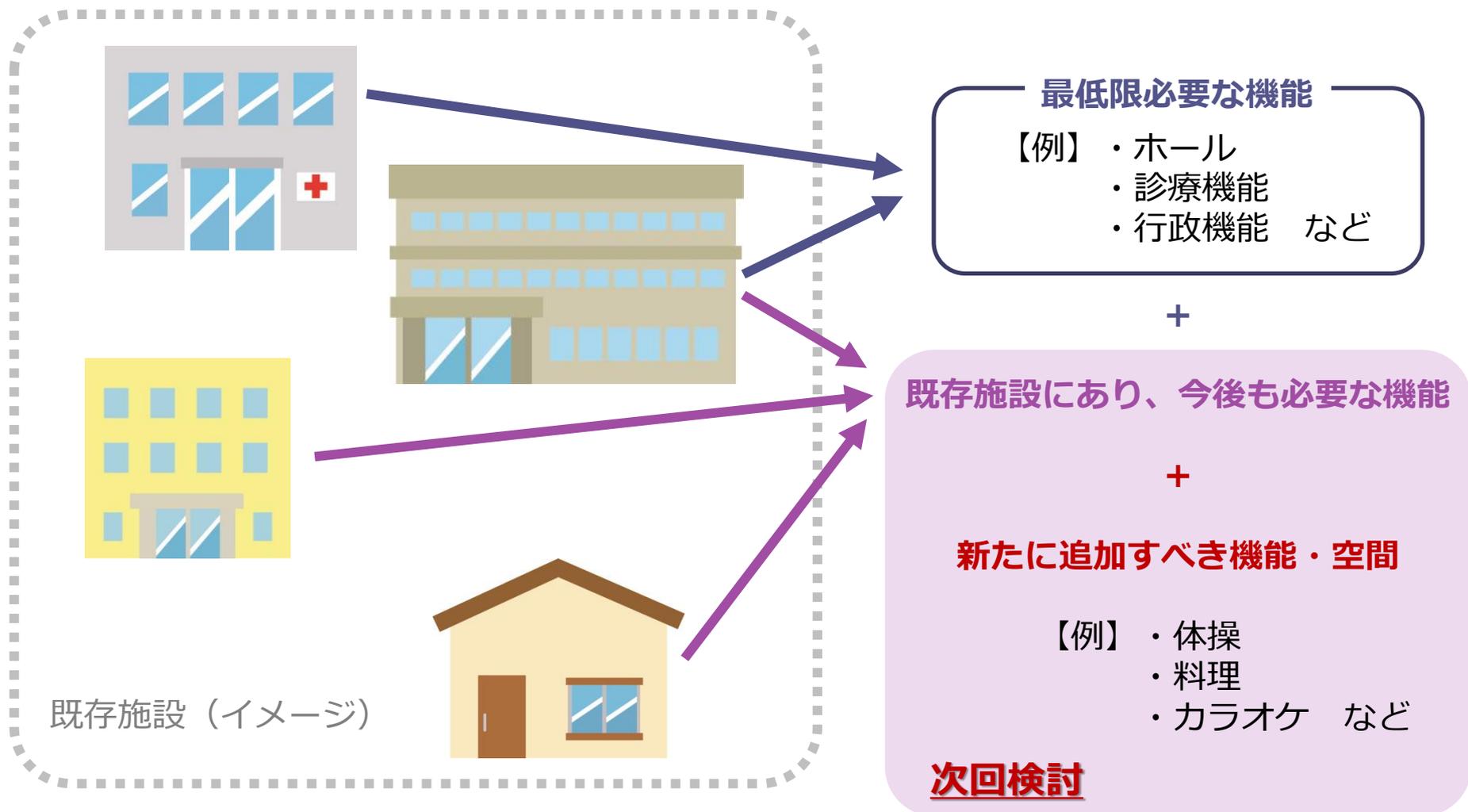
建設年度：昭和60年
 経過年数：30年
 構造：木造
 耐震性：有
 規模：52㎡



4. 次回以降の検討事項・スケジュール

4-1. 次回検討委員会の検討事項・まとめのイメージ

町民にとって身近な利用しやすい施設となるために、必要な機能・空間を検討



4-2. 検討委員会等スケジュール案

年別	検討委員会	アウトプット（計画書）
平成29年11月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回（検討の方向性確認） ・第2回（機能・空間の検討） 	
平成29年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回 （第2回の検討内容を受けた機能・空間構成の確認） （※策定委員会と同時開催） 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想（案）の決定
平成30年1月		町民の自由意見募集
平成30年2月 S	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回（町民の意見結果報告・今後の論点整理） 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想の決定
	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回（施設ボリューム・配置検討①） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・第6回（施設ボリューム・配置検討②・詳細機能検討） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・第7回（施設の計画方針確認） 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画（案）の決定 町民の自由意見募集